

議案第 22 号

平成 30 年度教育課題の選定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 4 月 19 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区教育委員会の重要な事業の執行状況を的確に把握し、執行上の問題がある場合にこれを明らかにするとともに、当該事業が計画どおり進行するよう管理するため、平成 30 年度における教育課題として定める必要がある。

平成30年度 教育課題の選定について（案）

教育課題とは、重要事業の執行状況を的確に把握して、執行上の問題がある場合にこれを明らかにし、事業が計画どおり進行するよう管理することにより、重要事業の効率的な執行を確保するため、当該事業を教育課題として指定するもの。

毎月、教育委員会に進捗状況を報告していく。

1 学校校舎等の改築・改修（継続）

吾孺立花中学校は、旧吾孺第一中学校の敷地に、平成30年度末の竣工予定で建築工事を進めている。また、学校施設の安心安全の強化（ガラス飛散防止工事、防犯カメラの更新工事）についても計画的に実施する。学校施設にかかる重要な工事が重なっているため、計画どおり進められるよう進行管理する必要がある。

2 新学習指導要領への対応（継続）

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が改訂され、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から、全面实施される予定である。これに適切に対応するための準備行為等の進行管理を行う必要がある。

3 学力向上新3か年計画の実施（継続）

本区における学力の向上は、重要な教育課題であり、本計画の最終年度の取組について進行管理を行う必要がある。

4 幼保小中一貫教育推進計画の推進（継続）

平成29年度に本計画を改定したところであり、その円滑な実施を図ることができるよう初年度の各種事業について進行管理を行う必要がある。

<29年度教育課題>

	課題名	30年度以降の方針
1	学校校舎等の改築・改修事業	継続して教育課題とする。
2	新学習指導要領への対応	継続して教育課題とする。
3	学力向上新3か年計画の実施	継続して教育課題とする。
4	幼保小中一貫教育の改定	「幼保小中一貫教育推進計画の改定」を「幼保小中一貫教育の推進」とし、継続して教育課題とする。

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題	事業名：学校校舎等の改築・改修													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	吾孀立花中学校	校舎新築工事												
進捗	学校施設の安心安全の強化													
実績														

進捗：○：順調、×：遅延、◇：その他（ ）

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 2

課題	事業名：新学習指導要領への対応										主管課			指導室		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
執行計画	英語 海外派遣 和英語教育 研修会	事前研修 研修会	研修会	派遣実施 事後研修 研修会	研修会 TGG	報告会	研修会	(学校対象) 説明会	(保護者対象) 説明会	一次審査	二次審査					
	幼・英語 道徳	推進教師 連絡会	推進教師 連絡会	中・道徳 教科書採択 小学校 教科書採択				主要な教育 課題決定	教育課程 届出説明会	推進教師 連絡会						
	教科書採択 教科書調査 委員会	教科書展示 アンケート 学校調査	教科書検討 委員会													
進捗	その他	学校サポート 訪問 がん教育 認知症サ-カ 救命講習 プログラミング ICTほか														
	各種研修会															
実績																

進捗：○：順調、×：遅延、：その他（ ）

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題	事業名：学力向上新3か年計画の実施			すみた教育研究所									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	区調査実施(4/24) 学力向上ヒアリング(前期) 国調査実施(4/17) 教育委員会メンバー発出 マネジメント推進 校計画取りまとめ 理科・社会科教材開発・ニュース発行	マネジメント推進 校訪問、予算配当	区調査結果返却	区調査結果分析 学力向上推進会議(7/12) 都調査実施(7/5)	学力向上ヒアリング(後期)	指導のポイント：暫定版を周知 学習振り返り期間	各校ホームページに調査結果等を掲載				学習振り返り期間	学力向上推進会議(2/26)	各校で1年間の取組を振り返り
	チャレンジ教室	放課後補習等(SST配置：中学校図書館開館分含む) 土曜日：春放課後：前		小学校夏休み補習(SST配置)	夏休み(中学校)		土曜日：秋放課後：中				放課後：後		
進捗													
実績													

進捗：順調、×：遅延、：その他()

議案第23号

平成30年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について

上記の議案を提出する。

平成30年4月19日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により、平成29年度の墨田区教育委員会の権限に属する事務について、点検・評価を実施するためその方針を定める必要がある。

平成 30 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について（案）

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育委員会は、その権限に属する事務の点検・評価を実施し、効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、平成 29 年度の教育委員会の活動及び教育委員会が行った施策・事業とする。

3 点検・評価の実施方法

- (1) 教育委員会は、平成 29 年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題を自己点検・評価し今後の施策に反映する。なお、成果には「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」の達成状況を記述することとする。
- (2) 点検・評価の実施にあたっては、内部評価シートに昨年度の評価委員の意見を抜粋して表記し、PDCA サイクルを意識した評価シートとする。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者で構成する第三者評価委員会を設け、その知見の活用を図るものとする。第三者評価委員は、3 名とする。
- (4) 学校現場の実態把握及び地域住民参画観点から、第三者評価委員会に校長会、PTA 等の関係団体からオブザーバーを招き、議論の活性化を図るものとする。平成 30 年度における第三者評価委員は、下表のとおりとする。

氏名	所属等
尾木 和英	東京女子体育大学名誉教授
佐藤 晴雄	日本大学教授
堀内 一男	元跡見学園女子大学教授

4 点検・評価の全体スケジュール（予定）

時期	内容
4 月	点検・評価の実施方針について教育委員会決定
5 月	内部評価の実施
6 月	内部評価結果を教育委員会へ報告 第 1 回第三者評価委員会の開催 第 2 回第三者評価委員会の開催
7 月	第 3 回第三者評価委員会の開催
8 月	点検・評価結果報告書の作成
9 月	点検・評価結果報告書を教育委員会へ報告 区議会第 3 回定例会会期中に区議会へ提出（区 H P に公表）

5 第三者評価委員会の開催

第三者評価委員会の各回の評価内容等は下表のとおりとする。

回数	内容	出席者	時期
第1回	評価委員委嘱、会議進行の確認、重点審議対象事業の評価等	評価委員 オブザーバー	6月
第2回	事業評価 (すみだ教育指針「目標1~3」)	評価委員 オブザーバー	
第3回	事業評価 (すみだ教育指針「目標4~5」、総括等)	評価委員 オブザーバー	7月

6 第三者評価委員会において重点的に評価する事業の選定

重要度及び関心度それぞれの基準に照らし合せ、教育委員会として重点的に取り組むべき事業を、前年度又は現年度の教育課題から2件選定し、第三者評価委員会において特に集中した議論を行う。

重点審議対象事業は下表のとおりとする。

施策・事業名(所管課)	選定理由
学力向上新3か年計画の実施(すみだ教育研究所)	平成30年度は、学力向上新3か年計画の最終年度となるため、中間年の事業について重点的に評価を行い、当該事業の更なる進展を図るため。
新学習指導要領への対応(指導室)	小・中学校の学習指導要領が改訂され、平成32年度以降完全実施される。その準備(移行)過程における事業について重点的に評価を行い、円滑な移行を図るため。

議案第24号

墨田区立小中学校の主任の発令について

上記の議案を提出する。

平成30年4月19日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり発令する。

(提案理由)

平成30年4月1日付けの人事異動に伴い、発令する必要がある。

平成30年度 教員主任一覽(小学校)

平成30年4月1日現在

学校名	教務	生活指導	研究	保健	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
緑小	梶野 博司	阿久澤 友孝	松橋 絵美	芦澤 朋美	江幡 みき	後藤 由夏里	一田 さなえ	戸部 陽子	松橋 絵美	樋口 努
外手小	青山 哲士	藤田 晶子	玉川 真希子	高野 紗希	加々谷 絵里	玉川 真希子	山下 純世	杉山 勝政	丸地 一矢	藤田 晶子
二葉小	本多 泰介	佐藤 優	松原 大樹	坂井 悠希帆	清水 智子	藤田 尚海	佐藤 優	高橋 里美	三宅 恵美子	松原 大樹
錦系小	山口 覚	大邑 寿世	安西 由香里	志田 朋子	荒堀 崇子	安西 由香里	大邑 寿世	見田 大輔	山口 覚	上田 智恵子
中和小	田中 武史	宮腰 利昭	江島 晴子	加藤 小百合	塚本 悠美	仲矢 光憲	関根 美奈子	江島 晴子	永島 亮太	宮腰 利昭
言問小	川口 文子	難波 由紀子	小野 美智子	大住 久美子	小野 美智子	藤島 優子	磯辺 貴夫	松永 聡	原島 竜	竹田 桃子
小梅小	堀口 友紀	山口 勝代	松浦 みどり	櫻井 文子	市川 恵理子	和田 孝世	堀口 友紀	関口 喜樹	山口 勝代	松浦 みどり
柳島小	永田 善治	大場 清子	平山 こゆき	種田 三千代	大場 清子	青木 恵理	平山 こゆき	宇田川 しのぶ	菊野 瑞佳	浅見 大二郎
業平小	大澤 利幸	田邊 悦子	岩田 純一	山本 志津子	中馬 由加里	鈴木 聡	岩田 純一	平田 崇晃	沼尻 里美	田邊 悦子
両国小	佐藤 修一	福井 嘉子	稲田 伸一	長翁 環実	青柳 美枝子	田中 衣代	佐藤 修一	鏡 康典	稲田 伸一	武藤 文吾
横川小	佐藤 秀樹	中西 千恵	荒川 友子	東海林 久美子	中西 千恵	小林 君枝	花房 早紀	高橋 寿代	加藤 真理	荒川 友子
菊川小	大嵐 英治	矢吹 聡	前田 明子	永森 明美	永森 明美	八木 祐香	大嵐 英治	古江 幸一	淡路 さつき	前田 明子
第三吾嬬小	山本 雅志	小倉 祥太郎	小泉 聡子	向井 香	新井 不律	保延 艶子	石井 恵美子	高嶋 倫子	坂本 道子	大関 達雄
第四吾嬬小	萩野 彩	石塚 利春	竹内 純平	杉浦 睦子	鷹野谷 知枝	伊藤 暁美	島 修平	青柳 美津子	和田 千明	竹内 純平
第一寺島小	江口 剛	近藤 裕行	梶 勇太	田中 このみ	藤田 緑	櫻田 順子	市川 紀子	高木 真由美	梶 勇太	寺田 真由美
第二寺島小	井出 恵美子	廣田 宗一	壇特 明子	原田 めぐみ	壇特 明子	西浦 信幸	飯森 由実	染谷 洋平	中島 啓太	宇賀 淳子
第三寺島小	長谷 大介	波木井 俊介	稲田 幹人	森下 美詠	志磨 和美	稲田 幹人	松井 明美	福島 翔	田代 大二郎	波木井 俊介
曳舟小	中村 絹	宮田 裕子	日賀野 信也	小瀬良 初代	蓮沼 小百合	岡持 友美恵	我妻 裕子	中村 絹	宮田 裕子	島田 泰子
中川小	図師 和哉	西 行二	秋山 智美	関口 美慧	濱野 真由美	西 行二	関 孝治	秋山 智美	水野 良太	蒲生 純平
東吾嬬小	小磯 亮平	倉田 まゆみ	高木 文子	板垣 睦子	村松 靖世	阿部 美奈子	高木 文子	倉田 まゆみ	小境 武尊	小磯 亮平
押上小	中島 崇洋	中原 秀一	伊藤 浩平	神山 明日美	照井 美希	井上 尚子	伊藤 浩平	鈴木 浩美	早川 友良	中島 崇洋
八広小	藤井 慶正	蒔田 智子	安部 武	森谷 奈美	岡本 弘樹	小林 恵美	山本 拓馬	石渡 茜	池田 満	片倉 瑞穂
隅田小	西中 克之	内田 康予	長峰 草雄	島田 祐希	市川 綾香	登坂 美奈子	菊地 優夏	牧 夕子	西中 克之	長峰 草雄
立花吾嬬の森小	平林 一美	星野 英貴	堀端 ゆかり	渡邊 真穂子	小嶋 大輔	石綿 紗弥香	伊井 小織	永瀬 厚司	中村 勇介	羽井 和之
梅若小	結城 裕子	田原 徹	内藤 暁枝	星野 恵美	瀧山 太	星 智子	竹内 宏和	結城 裕子	金澤 彩子	坂本 晃一

凡例

主幹教諭	指導教諭	主任教諭	教諭
			無印

平成30年度 教員主任一覧(中学校)

平成30年4月1日現在

案

学校名	教 務	生活指導	進路指導	保 健	1 学年	2 学年	3 学年
墨田中	金澤 孝之	花田 喜寿	松本 和記	菊地 沙紀子	平林 亜紀	饗庭 和恵	松本 佐奈枝
本所中	竹内 俊輔	畠山 博之	望月 光代	岩田 奈津子	望月 光代	白田 邦久	竹内 俊輔
両国中	及川 美幸	高山 敏郎	元持 成美	谷 理恵	古市 綾乃	鈴木 拓磨	輪湖 みちよ
豎川中	田上 淳	中村 直樹	石塚 浩章	榮山 浩美	三浦 啓治	島田 ちえ子	三輪 実
錦糸中	柴田 勇介	柴田 浩司	吉井 智久	巴 三和	笹本 順子	古賀 隆一郎	日笠 主江
吾二中	佐藤 恵美	村井 晋	小島 徹	井上 佳江	高崎 恵子	須田 健太郎	竹内 美知子
寺島中	荒井 浩子	河野 敏也	西澤 喜雅	三浦 志帆	佐藤 圭介	河野 敏也	西澤 喜雅
文花中	柳橋 譲	番場 良知	玉川 雪彦	白井 智子	安藤 次郎	横山 智	榎本 めぐみ
桜堤中	霜田 俊和	前瀧 大吾	柴山 数真	大場 美佳	須永 健一	前田 憲章	興井 伸
吾孺立花中	新井 剛広	藤田 潔	山崎 雅幸	小野 健誉	若菜 涼子	山崎 雅幸	金井 真大

凡例

主幹教諭	主任教諭	教諭
		無印

教育課題の進捗状況について（平成 30 年 4 月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校校舎等の改築・改修事業	<p>【計画】</p> <p>吾二中 付属棟・校庭整備工事 吾立中 校舎新築工事 非構造部材（ガラス飛散防止）の耐震化工事</p> <p>【実績】</p> <p>吾二中 付属棟：整備完了 校庭整備：整備完了 吾立中 基礎配筋工事、屋内体育館改修 非構造部材 ガラス飛散工事实施（春休み）</p> <p>【進捗状況】<input checked="" type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	庶務課
新学習指導要領への対応	<p>【計画】</p> <p>がん教育の実施 教育課程届出受理</p> <p>【実績】</p> <p>小中学校における「がん教育」授業を 3 月までに、全ての学校で実施した。 全ての幼稚園・学校の教育課程届出を受理した。</p> <p>【進捗状況】<input checked="" type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	指導室
学力向上新 3 か年計画の実施	<p>【計画】</p> <p>学力向上推進会議報告書完成</p> <p>【実績】</p> <p>3 月 29 日に「平成 29 年度学力向上推進会議報告書」が完成した。4 月上旬に各学校への送付を行う予定である。</p> <p>【進捗状況】<input checked="" type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育研究所
幼保小中一貫教育推進計画の改定	<p>【計画】</p> <p>幼保小中一貫教育推進計画の議会報告</p> <p>【実績】</p> <p>3 月 14 日の地域・子ども文教委員会において、2 月の教育委員会で決定した幼保小中一貫教育推進計画（平成 30 年度～平成 34 年度）を報告した。</p> <p>【進捗状況】<input checked="" type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育研究所

教育長の臨時代理により決定した事項の報告について

1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正に伴う規則の改正

(1) 趣旨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に給与支給規定を設けることに伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正された。本条例の一部改正に伴い関係規則の一部改正も必要となったが、当該条例の公布から施行までの間に教育委員会を開催する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により決定したので、報告する。

(2) 規則案名

- ア 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- イ 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(3) 規則案の概要

- ア 別紙1のとおり
- イ 別紙2のとおり

2 行政系人事制度の改正に伴う規則等の改正

(1) 趣旨

行政系人事制度改正に伴い、職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例が改正された。これらの条例の一部改正に伴い関係規則等の一部改正も必要となったが、当該条例の公布から施行までの間に教育委員会を開催する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により決定したので、報告する。

(2) 規則及び規程案名

- ア 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則
- イ 指導主事の旅費に関する規程の一部を改正する規程
- ウ 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程
- エ 墨田区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程

(3) 規則及び規程案の概要

- ア 別紙3のとおり
- イ 別紙4のとおり
- ウ 別紙5のとおり
- エ 別紙6のとおり

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前<u>3月間</u>、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前<u>6月間</u>（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条の2の規定の適用を受けている職員以外の職員</u></p> <p>(12) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（給与月額の意味）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前<u>3箇月間</u>、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前<u>6箇月間</u>（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）</p> <p>(12) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p>

第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(1) 〔略〕

(2) 基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

(3)～(6) 〔略〕

(7) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）

2 〔略〕

（職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合）

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

（給料月額及び地域手当の意義）

第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。

第10条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

(3)～(6) 〔略〕

〔新設〕

2 〔略〕

〔同左〕

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

〔同左〕

第12条 〔同左〕

<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 基準日前<u>1か月</u>以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 〔略〕 （支給額の調整）</p> <p>第13条 次に掲げる者が、当該国又は他の地方公共団体等から期末手当等を支給される場合において、前各条の規定に基づいて期末手当を支給することが他の職員と均衡を失するときは、前各条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところにより期末手当の額を調整して支給し、又は支給しないことができる。</p> <p>(1) 基準日前<u>1か月</u>以内に退職し、基準日までに国又は他の地方公共団体等の職員となった者</p> <p>(2) 基準日前<u>1か月</u>以内に国又は他の地方公共団体等を退職し、基準日までに条例の適用を受ける職員となった者</p>	<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(6) 〔略〕 〔新設〕</p> <p>2 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第13条 〔同左〕</p> <p>(1) 基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、基準日までに国又は他の地方公共団体等の職員となった者</p> <p>(2) 基準日前<u>1箇月</u>以内に国又は他の地方公共団体等を退職し、基準日までに条例の適用を受ける職員となった者</p>
---	---

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条の2の規定の適用を受けている職員以外の職員</u></p> <p>(12) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（勤勉手当基礎額の意義）</p> <p>第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）</p> <p>(12) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条の2 〔同左〕</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

<p><u>の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）</u></p>	
<p>2 〔略〕 （給与月額の意義）</p>	<p>2 〔略〕 〔同左〕</p>
<p>第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。</p>	<p>第10条 〔同左〕</p>
<p>(1)～(5) 〔略〕</p>	<p>(1)～(5) 〔略〕</p>
<p>(6) <u>基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>2 〔略〕 （給料月額及び地域手当の意義）</p>	<p>2 〔略〕 〔同左〕</p>
<p>第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p>	<p>第12条 〔同左〕</p>
<p>(1)～(5) 〔略〕</p>	<p>(1)～(5) 〔略〕</p>
<p>(6) <u>基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（案）

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（新たに職員となった者の号給）</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を3月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、<u>同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給</u>）とすることができる。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>4〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を3月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が第4条の2第2号に該当するものである場合は、<u>同号の号数を減じて得た数を号数とする号給</u>）とすることができる。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>4〔略〕</p>
<p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p> <p>第4条の2 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（<u>臨時的に任用される教育職員を除く。</u>）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条の2 新たに職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に<u>当該各号に定める号数を加算し、又は減じて調整するものとする。ただし、減じる場合において、減じる号数が昇給することとなる号給数（昇給の号給数、この条及び第11条の規定により加算する号数並びに第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。）を超えるときは、当該減じる号数から当該昇給することとなる号給数を減じた残りの号数を、次回以降の昇給日に調整するものとする。</u></p> <p>(1) <u>初任給基準表に調整号数の定めのある</u></p>

(昇格の場合の号給)

第6条 [略]

2 [略]

(昇給の号給数)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 昇給することとなる号給数(昇給の号給数、第4条の2の規定により加算する号数、第11条の規定により加算する号数及び第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。)が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第4条の2、前項、次条及び第12条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給することとなる号給数とする。

(休職中等の者の昇給等)

第13条 昇給日において、休職中、配偶者

初任給欄を適用される者 当該基準表に掲げる調整号数

(2) 新たに職員となった年度に経験年数を有する者(臨時的に任用される教育職員を除く。) 次のアの号数からイの号数を減じて得た号数

ア 前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数

イ 前条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数

[同左]

第6条 [略]

2 [略]

3 平成18年3月31日以前に降格した者を、同年4月1日以降に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、その者が同年3月31日以前に在級した最も上位の職務の級に達するまでは、当該昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給)とする。

[同左]

第10条 [略]

2・3 [略]

4 昇給することとなる号給数(第4条の2の規定の適用がある場合は減じる調整をした後の号給数)が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第4条の2、前項、次条及び第12条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給することとなる号給数とする。

[同左]

第13条 昇給日において、休職中、配偶者

同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中（公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給並びに第4条の2及び第11条の規定による加える調整を行わない。

（復職時等における号給の調整）

第16条 条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）にその者の号給を次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める号給とする。

- (1) 休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣（公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職（以下「休職等」という。）の期間中に、2以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給
- (2) 前号以外の場合 復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

2 〔略〕

別表第2

幼稚園教育職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級5号給

同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給、第4条の2及び第11条の規定による加える調整並びに第4条の2の規定による減じる調整を行わない。

〔同左〕

第16条 条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）にその者の号給を次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める号給とする。

- (1) 休職等の期間中に、2以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号数から各昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を合計した号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給
- (2) 前号以外の場合 復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数から当該昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

2 〔略〕

別表第2

幼稚園教育職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	調整号数
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給	+2号
	短大卒	1級5号給	

備考 調整号数欄に掲げる「+」は加える号数を示す。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 4 条の 2 及び別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に新たに職員となった者の号給の調整について適用し、同日前に新たに職員となった者の号給の調整については、なお従前の例による。

指導主事の旅費に関する規程（平成13年墨田区教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																
<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 指導主事の旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）に基づき、支給する。</p> <p>（職務の級）</p> <p>第4条 <u>職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則（昭和53年特別区人事委員会規則第13号）別表第2における「何級の職務」とは、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表（一）により定められた当該級の職務をいい、適用については別表に定めるところによる。</u></p> <p>別表 行政職給料表（一）の各級に相当する教育職給料表の職務の級</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政職給料表（一）</th> <th style="text-align: center;">教育職給料表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1級</td><td style="text-align: center;">1級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2級</td><td style="text-align: center;">2級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3級</td><td style="text-align: center;">3級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4級</td><td style="text-align: center;">4級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5級</td><td style="text-align: center;">5級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6級</td><td style="text-align: center;">6級</td></tr> </tbody> </table>	行政職給料表（一）	教育職給料表	1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級	4級	5級	5級	6級	6級	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 指導主事の旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号。<u>以下「条例」という。</u>）に基づき、支給する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 <u>条例第2条第2項に規定する職務の級は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>別表 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政職給料表（一）</th> <th style="text-align: center;">教育職給料表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1級</td><td style="text-align: center;">1級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2級</td><td style="text-align: center;">2級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3級</td><td style="text-align: center;">3級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4級</td><td style="text-align: center;">4級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5級</td><td style="text-align: center;">5級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6級</td><td style="text-align: center;">6級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7級</td><td style="text-align: center;">5級</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8級</td><td style="text-align: center;">6級</td></tr> </tbody> </table>	行政職給料表（一）	教育職給料表	1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級	4級	5級	5級	6級	6級	7級	5級	8級	6級
行政職給料表（一）	教育職給料表																																
1級	1級																																
2級	2級																																
3級	3級																																
4級	4級																																
5級	5級																																
6級	6級																																
行政職給料表（一）	教育職給料表																																
1級	1級																																
2級	2級																																
3級	3級																																
4級	4級																																
5級	5級																																
6級	6級																																
7級	5級																																
8級	6級																																

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の指導主事の旅費に関する規程は、この規程の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																
<p>（職務の級）</p> <p>第3条 職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則(昭和53年特別区人事委員会規則第13号)別表第2における「何級の職務」とは、職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号)第5条第1項第1号に規定する行政職給料表(一)により定められた当該級の職務をいい、適用については別表第1に定めるところによる。</p> <p>別表第1 行政職給料表(一)の各級に相当する幼稚園教育職員給料表の職務の級</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>行政職給料表(一)</th> <th>幼稚園教育職員給料表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>1級</td></tr> <tr><td>2級</td><td>2級</td></tr> <tr><td>3級</td><td>3級</td></tr> <tr><td>4級</td><td></td></tr> <tr><td>5級</td><td>4級</td></tr> <tr><td>6級</td><td></td></tr> </tbody> </table>	行政職給料表(一)	幼稚園教育職員給料表	1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級		5級	4級	6級		<p>〔同左〕</p> <p>第3条 条例第2条第2項に規定する任命権者が人事委員会と協議して定める職務の級は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>別表第1 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>行政職給料表(一)</th> <th>幼稚園教育職員給料表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>1級</td></tr> <tr><td>2級</td><td>2級</td></tr> <tr><td>3級</td><td></td></tr> <tr><td>4級</td><td></td></tr> <tr><td>5級</td><td>3級</td></tr> <tr><td>6級</td><td>4級</td></tr> <tr><td>7級</td><td></td></tr> <tr><td>8級</td><td></td></tr> </tbody> </table>	行政職給料表(一)	幼稚園教育職員給料表	1級	1級	2級	2級	3級		4級		5級	3級	6級	4級	7級		8級	
行政職給料表(一)	幼稚園教育職員給料表																																
1級	1級																																
2級	2級																																
3級	3級																																
4級																																	
5級	4級																																
6級																																	
行政職給料表(一)	幼稚園教育職員給料表																																
1級	1級																																
2級	2級																																
3級																																	
4級																																	
5級	3級																																
6級	4級																																
7級																																	
8級																																	

付 則

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の幼稚園教育職員の旅費支給規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

墨田区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程（昭和62年墨田区教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>墨田区教育委員会事務局統括課長、<u>課長補佐及び主任</u>の職の指定等に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、統括課長、<u>課長補佐及び主任</u>の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（統括課長の職の指定）</p> <p>第3条 教育委員会は、別に定める基準に基づき、<u>重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。</u></p> <p>（課長補佐の職の指定）</p> <p>第4条 教育委員会は、別に定める基準に基づき、<u>係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な事務を処理し、課長を補佐する係長の職を課長補佐の職として指定することができる。</u></p> <p>（主任の職の指定）</p> <p>第5条 教育委員会は、特に<u>高度の知識・技術を活用し、係長職を補佐する係員の職を主任の職として指定することができる。</u></p>	<p>墨田区教育委員会事務局統括課長、<u>総括係長及び主任主事</u>の職の指定等に関する規程</p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 この規程は、統括課長、<u>総括係長及び主任主事</u>の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 教育委員会は、別に定める基準に基づき、<u>特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。</u></p> <p>（総括係長の職の指定）</p> <p>第4条 教育委員会は、別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な<u>職務に従事する係長の職を総括係長の職として指定することができる。</u></p> <p>（主任主事の職の指定）</p> <p>第5条 教育委員会は、特に<u>高度な知識又は経験を必要とする職務に従事する係員の職を主任主事の職として指定することができる。</u></p>

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年度 墨田区学校安全衛生委員会委員名簿

	氏 名	所 属 名
委員長	宮本 知幸	墨田区教育委員会事務局 庶務課長事務取扱 教育委員会事務局参事
委員	西村 克己	墨田区教育委員会事務局 学務課長
	横山 圭介	墨田区教育委員会事務局 指導室長
	渡邊 圭三	墨田区立小学校長会会長 (東吾孺小学校長)
	山本 志津子	東京都教職員組合墨田支部 副支部長 (業平小学校)
	光賀 裕一	墨田区教職員組合 執行委員長(第一寺島小学校)
	鶴岡 伸幸	東京都公立学校事務職員組合墨田支部 書記長 (外手小学校)
産業医	柴崎 敏昭	

平成30年度墨田区学校安全衛生管理者等名簿

平成30年4月1日現在

総括安全衛生管理者

所 属		氏 名
墨田区教育委員会事務局	次長	後藤 隆宏

産業医

所 属		氏 名
		柴崎 敏昭

主任衛生推進者

所 属		氏 名
墨田区教育委員会事務局	庶務課長事務取扱 教育委員会事務局参事	宮本 知幸
墨田区教育委員会事務局	学務課長	西村 克己
墨田区教育委員会事務局	指導室長	横山 圭介

衛生推進者

小 学 校		氏 名
緑小学校	副校長	宮崎 路子
緑小学校	教諭	樋口 努
外手小学校	副校長	原田 英徳
二葉小学校	副校長	井上 義郎
二葉小学校	養護教諭	坂井 悠希帆
錦糸小学校	副校長	吉塚 由紀子
中和小学校	副校長	奥村 みどり
言問小学校	副校長	磯 香織
小梅小学校	副校長	伊藤 雅一
小梅小学校	養護教諭	池垣 歩佳
柳島小学校	副校長	富永 央星
柳島小学校	養護教諭	種田 三千代
業平小学校	副校長	加藤 智子
業平小学校	養護教諭	山本 志津子
両国小学校	副校長	柳田 勝司
両国小学校	事務	昆 有紀
横川小学校	副校長	増淵 裕美
菊川小学校	副校長	佐藤 公信
菊川小学校	養護教諭	青木 香澄
第三吾孺小学校	副校長	齋藤 恵
第四吾孺小学校	副校長	大木 美香
第四吾孺小学校	主任養護教諭	杉浦 睦子
第一寺島小学校	副校長	浅見 賢司
第一寺島小学校	主幹教諭	江口 剛
第二寺島小学校	副校長	山崎 二郎
第三寺島小学校	副校長	藤田 直幸
第三寺島小学校	29 養護教諭	森下 美詠

小 学 校		氏 名
曳舟小学校	副校長	高山 幸
曳舟小学校	養護教諭	小瀬良 初代
中川小学校	副校長	勝田 光徳
東吾孀小学校	副校長	木野 治喜
押上小学校	副校長	白石 哲也
八広小学校	副校長	川口 修一
隅田小学校	副校長	坂野 眞太郎
立花吾孀の森小学校	校長	横山 公一
立花吾孀の森小学校	主任養護教諭	渡邊 真亀子
梅若小学校	副校長	土生津 静

中 学 校		氏 名
墨田中学校	副校長	三橋 秋彦
本所中学校	副校長	片庭 正裕
両国中学校	副校長	駒田 るみ子
両国中学校	主幹養護教諭	谷 理恵
豎川中学校	副校長	土田 治
錦糸中学校	副校長	椎野 要
吾孀第二中学校	副校長	稲垣 吉実
寺島中学校	副校長	佐藤 順一
寺島中学校	主任養護教諭	中島 典子
文花中学校	副校長	安田 和子
文花中学校（夜間学級）	副校長	齊藤 伸治
桜堤中学校	副校長	倉田 一史
吾孀立花中学校	副校長	関山 光子

幼 稚 園		氏 名
緑幼稚園	園 長	河原 宏子
緑幼稚園	主任教諭	小嶋 直美
柳島幼稚園	園 長	小林 大志
柳島幼稚園	副園長	金澤 里美
菊川幼稚園	副園長	富岡 敬子
第三寺島幼稚園	園 長	中村 奈緒美
曳舟幼稚園	副園長	森田 浩子
八広幼稚園	園 長	近藤 ゆき江
立花幼稚園	園 長	宮田 宏子

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

小学校児童に対し一般社団法人東京都トラック協会墨田支部から交通安全啓発学童傘の寄付があったため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表するものである。

2 交付対象者

一般社団法人東京都トラック協会 墨田支部
支部長 香川 省司 氏

3 寄付物件

交通安全啓発学童傘 600本 総額 240,000円
(@400×600本)

4 交付主体

教育長

平成30年度 児童生徒数

新

平成30年4月7日現在

小 学 校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小 計		日本語学級		特別支援		教室	合 計	
	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	児童数	クラス	児童数												
緑	3	80	3	84	3	85	3	84	2	74	3	90	17	497			2	11	(14)	19	508
外 手	3	75	2	70	2	63	2	64	2	62	2	48	13	382			2	10	(9)	15	392
二 葉	3	91	4	116	3	92	3	106	3	93	3	99	19	597					(27)	19	597
錦 糸	2	55	2	41	2	44	2	50	2	57	1	38	11	285					(22)	11	285
中 和	2	47	2	59	2	47	2	54	1	34	1	25	10	266			1	6	(9)	11	272
言 問	1	30	2	51	1	40	2	44	1	39	1	36	8	240			[3]	[34]	(13)	8	240
小 梅	2	51	2	58	2	52	2	59	2	46	2	58	12	324					(10)	12	324
柳 島	3	79	3	84	3	87	3	83	3	90	3	86	18	509			[2]	[25]	(16)	18	509
業 平	3	85	3	76	3	84	2	72	2	64	2	60	15	441			3	19	(11)	18	460
両 国	3	76	2	50	3	85	2	71	3	90	2	79	15	451					(7)	15	451
横 川	2	64	3	84	3	95	2	67	3	88	3	89	16	487					(14)	16	487
菊 川	2	51	2	57	2	60	2	50	2	62	2	71	12	351					(13)	12	351
第三吾嬢	3	96	3	88	3	86	2	74	2	80	3	96	16	520					(21)	16	520
第四吾嬢	1	23	1	30	1	29	1	31	1	19	1	26	6	158			5	38	(9)	11	196
第一寺島	2	48	2	66	3	81	2	67	2	60	3	83	14	405			2	11	(10)	16	416
第二寺島	3	89	3	82	3	86	3	87	2	80	3	88	17	512			2	16	(22)	19	528
第三寺島	2	46	2	52	2	53	2	46	2	46	1	39	11	282					(16)	11	282
曳 舟	3	73	3	81	2	54	2	53	2	61	2	64	14	386					(14)	14	386
中 川	2	42	2	41	2	44	2	42	1	19	1	35	10	223					(20)	10	223
東 吾嬢	2	54	2	56	2	60	2	53	2	56	2	58	12	337					(11)	12	337
押 上	3	77	3	75	2	80	2	74	2	75	3	83	15	464			[1]	[15]	(11)	15	464
八 広	3	81	3	95	3	90	3	106	3	90	3	108	18	570					(13)	18	570
隅 田	3	74	3	93	3	96	2	71	2	69	2	74	15	477			1	6	(28)	16	483
立花吾嬢の森	2	70	2	50	2	55	2	70	2	62	2	64	12	371					(35)	12	371
梅 若	3	71	2	41	1	37	2	55	2	50	2	52	12	306	[2]	[25]			(17)	12	306
合 計	61	1,628	61	1,680	58	1,685	54	1,633	51	1,566	53	1,649	338	9,841	[2]	[25]	18	117	(392)	356	9,958

新

中 学 校	1年		2年		3年		小 計		日本語学級		特別支援		合 計			
	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	内 訳	クラス	生徒数	クラス	生徒数	
墨 田	4	123	3	107	4	135	11	365				1	5	12	370	
本 所	5	141	4	151	5	167	14	459				2	13	16	472	
両 国	6	216	6	222	6	224	18	662						18	662	
豎 川	3	75	3	101	3	82	9	258				2	15	11	273	
錦 糸	3	89	3	82	3	86	9	257						9	257	
吾嬢第二	3	100	3	82	3	97	9	279				2	13	11	292	
寺 島	4	113	4	136	4	130	12	379				2	15	14	394	
文 花	4	116	3	97	3	109	10	322						10	322	
桜 堤	5	168	5	165	4	144	14	477			1年	0	[1]	[3]	14	477
吾嬢立花	4	107	4	122	4	141	12	370			2年	15	[4]	[33]	12	370
文花夜間	1	1	0	0	1	15	2	16			3年	6			2	16
計(夜間除)	41	1,248	38	1,265	39	1,315	118	3,828						127	3,889	
合 計	42	1,249	38	1,265	40	1,330	120	3,844	2	21		9	61	129	3,905	

小学校1年生および2年生は1クラス35人で編制

中学校1年生は1クラス35人で編制(両国は40人で編制)

[]は通級指導学級・()は特別支援教室

文花夜間の日本語学級は全学年の合計人数に対し、20人単位で学級を編制する。(学年別で学級編制しない)

すみだ郷土文化資料館開館20周年記念事業の実施に伴う 臨時休館及び臨時開館並びに特別展の観覧料について

1 特別展の概要

- (1) 名 称 「隅田川花火の390年」
- (2) 期 間 平成30年5月28日(月)から8月26日(日)まで
毎週月曜日(祝日の場合は翌日)・第4火曜日は休館
- (3) 時 間 午前9時から午後5時まで

2 臨時休館及び臨時開館

(1) 臨時休館及び臨時開館とする日

- (ア) 臨時休館日 平成30年5月17日(木)から27日(日)まで
(休館日(月曜日)及び館内整理日(第4火曜日)を除く。)
- (イ) 臨時開館日 平成30年5月28日(月)

(2) 目的

すみだ郷土文化資料館開館20周年記念事業として実施する特別展の開催に必要な館内設備の改修工事等を行う。

(3) 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

(4) 区民への周知

区のお知らせ5月11日号及びホームページに掲載する。

3 特別展の観覧料

(1) 観覧料の額

特別展の観覧料を次のとおり定める。

個人 200円、団体 160円(団体とは、その構成員(観覧料が無料である者を除く。)が20人以上のものをいう。)

中学生以下の者、身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳持参の者 無料

(2) 理由

今回の特別展は、資料館開館20周年記念事業として「常設展以外の特別な企画に基づき行う催物」であることから、特別展の観覧料を定める。

なお、特別展の観覧料は、すみだ郷土文化資料館条例第3条第1項別表において、

1,000円を超えない範囲内で催物ごとに定める額としている。

(3) 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例第3条第1項別表

(4) 区民への周知

区のお知らせ5月21日号及びホームページに掲載する。

30墨総職第11号

平成30年4月5日

各部（室・担当・次・局）長
会計管理者 様

総務部長 小暮 真人
（公印省略）

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（平成30年4月1日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
寺 田 政 弘	東京都墨田区横川二丁目12番4号 4F	識見を有する者 （新任）

なお、板橋 秀幸 前委員は、平成30年3月31日をもって任期満了により退任しました。